

# にいがた経済好循環推進事業

～地域経済の好循環につなげるため、地域経済活性化に向けた取組を支援します！～

物価高騰等の影響を緩和し、地域経済の好循環につなげるため、県内の事業者等で構成される団体が行う地域経済の活性化に向けた消費喚起や需要拡大に資する取組を支援します。

**概要** (補助事業の詳細については募集案内をご確認の上、申請をお願いします。)

補助対象者	パートナーシップ構築宣言への登録を行った県内の事業者等で構成する団体 ※協同組合、商工団体、商店街振興組合、社団法人・財団法人等のほか協議会、実行委員会等の任意団体を含む ※協同組合や商工団体等が申請者の場合の構成員には、申請団体のほか、事業の計画や実施に関わる事業者を含む ※単独事業者の申請は対象外
補助対象事業	物価高騰等による県内経済への影響を緩和するため、対象事業者が原則として交付決定日（令和8年6月1日（予定））から令和9年2月28日の間に開催する消費喚起や需要拡大に資する取組
補助対象経費及び補助率	事業の実施に必要な経費の <b>1 / 2</b> 以内 （販売目的の物品等又はその原材料の購入費、スタッフ等の飲食費、他の用途に転用可能な汎用的な財産の取得費は対象になりません）
補助上限額	<b>1,500千円</b>
申請受付期間及び提出先	期 間：令和8年3月5日（木）～ <b>令和8年4月20日（月）</b> 提出先： <b>最寄りの商工会・商工会議所</b>
申請書入手先	新潟県ホームページ <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nkeizaikojunkanr8.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nkeizaikojunkanr8.html</a>
その他 （商工会・商工会議所からの助言・提案について）	申請書の提出後、計画内容について商工会・商工会議所からイベント等の効果を高めるための助言・提案等を行うことがあります。 助言等を受け、計画内容を修正する場合は、4月30日(木)までに申請書の再提出が可能です。

お問い合わせ

新潟県 地域産業振興課 金融係

TEL : 025-280-5240

※事業の内容や申請書の書き方等に関する商工会・商工会議所への問い合わせはご遠慮ください。